

# 「事業概況報告書」の提出にご協力をお願いいたします。

※規則により提出が義務となっております。

内航海運業を営業者様は、下記のとおり「事業概況報告書」の御提出をお願いいたします。(登録事業者のみ対象でございます。)

皆様から例年御提出いただいております「事業概況報告書」は内航海運業者様の経営状況を把握し、予算・税制など国土交通省の施策を検討する際の重要な資料となっております。

お忙しいところ大変お手数をお掛けいたしますが御協力の程よろしく  
お願いいたします。

## ● 提出の対象

100G/Tもしくは長さ30m以上の船舶により内航海運業を営業者様  
(オーナー・船舶管理会社・オペレーターいずれも対象となります。)

## ● 提出の方法

統計処理の都合上、**できる限り電子メール(Excel様式を添付)**でのご提出  
にご協力をお願いいたします。

## ● 提出先

●電子メール● [kbm-kamotsukoun-toukei@gxb.mlit.go.jp](mailto:kbm-kamotsukoun-toukei@gxb.mlit.go.jp)

※ 従来通り、郵送・窓口での御提出も可能でございます。

## ● 提出期日

- 事業概況報告書: 毎事業年度の経過後100日以内
- 財務諸表(P/L・B/S): 毎決算期の経過後100日以内

## ● 事業概況報告書様式の入手方法

神戸運輸監理部 内航営業概況報告

🔍 検索



ホームページからダウンロードをお願いいたします。

<https://www.tb.mlit.go.jp/kobe/sinseitetzuki/naikou-eihou2.html>

## ◆ お問い合わせ先

神戸運輸監理部貨物・港運課貨物船係 (TEL:078-321-3147)